



《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

＜ 令和 5 年 労働災害発生状況（令和 5 年 8 月末時点）＞

項 目		令和4年1月～8月		令和5年1月～8月		4年と5年との比較	
		死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷（増減率）	うち死亡
全産業		210	0	203	6	-7 (-3.3%)	6
製 造 業		68	0	52	2	-16 (-23.5%)	2
	食 料 品 製 造 業	35	0	36	0	1 (2.9%)	0
	水産食料品製造業	28	0	32	0	4 (14.3%)	0
建 設 業		22	0	34	3	12 (54.5%)	3
	土木工事業	11	0	11	0	0 (0.0%)	0
	建築工事業	6	0	16	1	10 (166.7%)	1
	その他の建設業	5	0	7	2	2 (40.0%)	2
陸上貨物運送事業		24	0	18	0	-6 (-25.0%)	0
商業		27	0	27	1	0 (0.0%)	1
	小売業	22	0	21	0	-1 (-4.5%)	0
保健衛生業		29	0	27	0	-2 (-6.9%)	0
	社会福祉施設	23	0	20	0	-3 (-13.0%)	0
上記以外の業種		40	0	45	0	5 (12.5%)	0



労働災害統計

発行時点で死亡災害の速報がありました。交通労働災害を含む「単独作業」での災害防止に留意しましょう。

全産業での休業 4

日以上の災害は昨年同期より減少しています。製造業の災害減少により先月の－3 から－7 に回復していますが、作業環境を常に整え、複数の作業者がいる場合は声をかけながら注意力を高める工夫を続けましょう。死亡災害の防止も休業災害の防止も、作業に従事する方の危険に対する感受性が非常に重要です。普段の作業を点検し、定期的な安全教育も実施しましょう。

《 最低賃金改正決定、時間額 923 円に～業務改善助成金の活用を。 》

宮城県最低賃金が 10 月 1 日から時間額 923 円に改訂されます。現在の 883 円から 40 円の引き上げとなります。詳しくは宮城労働局のホームページの報道発表をご覧ください。

また、これに伴い事業場内最低賃金の引き上げにあたり設備投資等を行った事業場に支給される『業務改善助成金』の要件も改正されています。主な改正点は、

- ・対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内から 50 円以内に拡大
- ・事業場規模 50 人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分に応じて 30 円引き上げる

の三点です。詳しくは右のリンクから確認してください。



宮城労働局



業務改善助成金

《 職場の健康診断実施強化月間について 》

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に変更して徹底していただくことを促すため、毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

事業者の皆様におかれましては、別添資料を参考に、自身の事業場における健康診断の実施状況等をご確認いただき、適切な実施にご協力くださいますようお願いいたします。



リーフレット

《 全国労働衛生週間について 》

今年のスローガンは

「目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場」

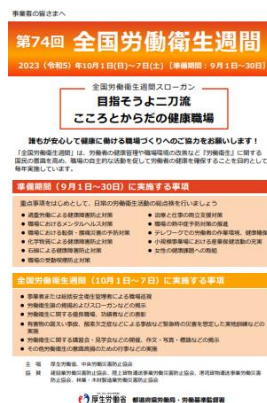
です。9月は準備月間となりますので、健康診断を踏まえて各種健康づくりに取り組む機会としましょう。

厚生労働

省のホームページにある実施要項等も参照ください。



實施要項等



《「Safework 向上宣言」の登録を再開しました！》

「Safework 向上宣言」は、令和 2 年 5 月に建設業を対象として開始し、令和 3 年 6 月に全業種に拡大、令和 5 年 3 月 31 日までに延べ 514 事業場が宣言しています。

今般、14 次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言を活かしつつ 14 次防の目標達成に資するため、新たな「Safework 向上宣言」を実施することにより、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進することとしました。

行政や災害防止団体等で展開する災害防止活動を短期的目標としつつ、組み合わせて活用いただくことで一層の効果が期待できます。

令和 4 年度までに登録済の場合はそのまま有効ですが、登録を更新する場合には、労使双方の労働災害防止に対する意識付けを目的としていますので、事業主及び労働者の双方による宣言として登録をお願いいたします。



要領等はこちら

《産業医及び産業保健スタッフ向け研修会「産業保健と法」のお知らせ！》

宮城産業保健総合支援センターが主催する、産業医、産業医以外の医師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会「産業保健と法」が HP にアップされています。詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

【お問合せ先】

宮城産業保健総合支援センター 仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30（15 階）
電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283



詳細はこちら

《10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です。》

厚生労働省では、年次有給休暇（以下、年休）の取得促進を目的として 10 月を周知啓発の期間としています。年間 5 日の取得義務化が図られても、その取得率は宮城県では令和 3 年の実績で 58.2%となっており、6 割に満たない状況です。年休取得が進まない要因は様々ですが、ワークライフバランスのためにも、計画的な取得を心がけましょう。

取得の促進には労使の合意による計画的な取組が大切です。さらに、特別休暇の取得時例や助成金制度などをまとめた『年次有給休暇取得促進特設サイト』には年休活用のヒントが掲載されていますので、是非活用くださるようお願いいたします。



特設サイト



《募集時等に明示すべき事項が追加されています。》

職業安定法施行規則の改正に伴い令和 6 年 4 月 1 日より募集時に明示すべき事項が追加されます。求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、新たに以下の①～③の事項について明示することが必要となります。①従事すべき業務の変更の範囲②就業の場所の変更の範囲③有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上 限を含む）※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。



詳細はこちら

《お詫びして訂正します。》

8 月号でご案内したゼロ災トライアル 100 について、申込先のアドレスに誤りがありました。正しくは ishinomaki-kantokusho@mhlw.go.jp でした（ホームページ掲載分は修正済み）。お詫びして訂正するとともに、積極的な参加をお願いいたします。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。）

● お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366

労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483

労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

● 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

宮城労働局
石巻署ページ

宮城労働局
メールマガジン



電話：0226-25-6921